

会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収分割に係る事前開示事項)

2022 年 8 月 30 日

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社

2022年8月18日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都目黒区三田一丁目6番21号
伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
代表取締役社長 宮下 功

伊藤ハム米久ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収分割承継会社とし、米久株式会社（以下「分割会社」といいます。）を吸収分割会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本吸収分割に際して、分割会社に対して一切の対価を交付しません。本吸収分割の効力発生時点において、当社が分割会社の全株式を所有していることから、当社はこれを相当であると判断いたしました。

3. 会社法第758条第8号に掲げる事項についての定め

該当事項はありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社についての計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2)最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3)最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割承継株式会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継株式会社の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により吸収分割について異議を述べる事ができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

当社は、本吸収分割を行うにあたり、効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みに関し、下記のとおり判断しました。

記

①当社の最終事業年度の末日（2022 年 3 月 31 日）以降本日までの間、当社の債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、効力発生日までに当社の資産及び負債の額が変動することも予想されるものの、これらの変動を考慮しても効力発生日において当社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

②また、本吸収分割の効力発生日以後において、本吸収分割後の当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

③以上より、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断します。

以上

別紙1
吸収分割契約の内容
(次頁以下に添付)

吸収分割契約書

米久株式会社（以下「甲」という。）と伊藤ハム米久ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、甲が食肉事業（食肉営業統括部における一切の事業及びふじやま工場（所在地：静岡県御殿場市印野字中道村北 2210-1）で営まれる一切の事業を除く。）、グループ会社管理事業（海外子会社についての機能を除く。）、加工品事業、生産本部機能（甲が有する各工場における一切の事業及びエコプロジェクトセンターで営まれる一切の事業を除く。）、管理本部機能及び事業間接機能（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条 （吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、本事業に関して有する本権利義務（第 3 条第 1 項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第 6 条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

第 2 条 （商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

- (1) 吸収分割会社（甲）
商 号：米久株式会社
住 所：静岡県沼津市岡宮寺林 1259 番地
- (2) 吸収分割承継会社（乙）
商 号：伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
住 所：東京都目黒区三田一丁目 6 番 21 号

第 3 条 （承継する権利義務）

1. 本分割により乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」のとおりとする。
2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、併存的債務引受の方法による。

第 4 条 （分割対価の交付）

乙は、本分割に際して、金銭等の対価の交付を行わない。

第 5 条 （乙の資本金及び準備金）

乙は、本分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第 6 条 （効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023 年 4 月 1 日とする。但し、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、合意の上、効力発生日を変更することができる。

第 7 条 （停止条件）

本分割は、伊藤ハム株式会社（住所：神戸市灘区備後町三丁目 2 番 1 号、以下「伊藤ハム」という。）と乙との間の 2022 年 8 月 18 日付「吸収分割契約書」に基づいた、伊藤ハムを吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社とし、2023 年 4 月 1 日を効力発生日とする吸収分割の

効力が発生することを停止条件として、その効力を生じるものとする。

第 8 条 （費用・公租公課）

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

第 9 条 （本契約の変更、解除及び終了）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

第 10 条 （競業禁止義務）

甲は、効力発生日後においても、乙が承継する本事業について競業禁止義務を負わないものとする。

第 11 条 （協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上各 1 通を保有する。

2022 年 8 月 18 日

甲：静岡県沼津市岡宮寺林 1259 番地
米久株式会社
代表取締役社長 堀内 朗久

乙：東京都目黒区三田一丁目 6 番 21 号
伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
代表取締役社長 宮下 功

別紙 承継権利義務明細表

甲は、2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

- ・効力発生日における本事業に属する売掛金、当該売掛金に関連する貸倒引当金、商品、製品、仕掛品及び原材料（但し、現金及び預金を除く。）
- ・本事業に関連し、甲乙が別途合意する関係会社預け金、前払費用、未収入金その他流動資産

(2) 固定資産

- ・効力発生日における本事業に属する有形固定資産、リース資産、建設仮勘定（動産に係るものに限定する。）、無形固定資産、承継される債権債務に関連する繰延税金資産及び承継される売掛金に関連する貸倒引当金（但し、土地、建物、投資有価証券及び前払年金費用を除く。）
- ・国内子会社の株式一切
- ・本事業に関連し、甲乙が別途合意する国内関連会社の株式その他固定資産

2. 承継する負債

(1) 流動負債

- ・効力発生日における本事業に属するリース債務
- ・本事業に関連し、甲乙が別途合意するその他流動負債（但し、支払手形、買掛金、電子記録債務、未払金、関係会社預り金及び賞与引当金を除く。）

(2) 固定負債

- ・効力発生日における本事業に属するリース債務、承継される債権債務に関連する繰延税金負債、資産除去債務
- ・本事業に関連し、甲乙が別途合意するその他固定負債

3. 承継する契約、契約上の地位・権利義務

効力発生日における本事業に属する売買契約、業務委託契約、賃貸借契約等の一切の契約その他本事業に属する契約上の地位及びこれに付随する権利義務（但し、法人格が変わることに対し移転が認められないもの、契約上移転できないもの、許認可等の再取得が必要なもののうち本分割の効力発生日までに必要な対応ができなかったもの及び甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。）

4. 承継する雇用契約等

本事業に従事する従業員との雇用契約は承継しないものとする。

5. 承継する許認可等

本事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等で法令上承継可能なもののうち、甲乙が別途合意するもの

以上

別紙 2
吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(次頁以下に添付)

2021 年度（第 53 期）

計 算 書 類

〔 2021 年 4 月 1 日から
2022 年 3 月 31 日まで 〕

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株主資本等変動計算書
個 別 注 記 表

静岡県沼津市岡宮寺林 1 2 5 9 番地

米久株式会社

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	51,486	流 動 負 債	24,627
現金及び預金	939	買掛金	17,496
売掛金	20,342	短期借入金	2,665
商品及び製品	10,283	リース債務	8
仕掛品	76	未払金	2,420
原材料及び貯蔵品	2,143	未払費用	667
短期貸付金	17,166	未払法人税等	204
前払費用	134	賞与引当金	632
その他	401	災害損失引当金	329
貸倒引当金	△1	その他	202
固 定 資 産	13,285	固 定 負 債	1,088
有形固定資産	7,006	リース債務	62
建築物	2,626	資産除去債務	388
構築物	252	その他	638
機械及び装置	1,166	負 債 合 計	25,716
車両運搬具	0	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	141	株 主 資 本	38,911
土地	2,756	資 本 金	8,634
リース資産	43	資 本 剰 余 金	8,377
建設仮勘定	20	資本準備金	1,677
無形固定資産	264	その他資本剰余金	6,700
ソフトウェア	260	利 益 剰 余 金	21,899
その他	4	利益準備金	537
投資その他の資産	6,014	その他利益剰余金	21,362
投資有価証券	903	配当準備積立金	920
関係会社株式	3,893	固定資産圧縮積立金	20
繰延税金資産	353	別途積立金	10,990
前払年金費用	74	繰越利益剰余金	9,431
その他	790	評 価 ・ 換 算 差 額 等	143
貸倒引当金	△1	その他有価証券評価差額金	11
		繰延ヘッジ損益	132
資 産 合 計	64,771	純 資 産 合 計	39,054
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	64,771

損益計算書

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売上高		178,655
売上原価		157,998
売上総利益		20,656
販売費及び一般管理費		16,539
営業利益		4,117
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,257	
受取賃貸料	62	
その他の	171	1,491
営業外費用		
支払利息	8	
不動産賃貸費用	40	
その他の	118	166
経常利益		5,441
特別利益		
投資有価証券売却益	1	
その他の	0	1
特別損失		
固定資産除却損	21	
減損損失	28	
その他の	0	51
税引前当期純利益		5,391
法人税、住民税及び事業税	1,133	
法人税等調整額	175	1,309
当期純利益		4,081

株主資本等変動計算書

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	利益剰余金		
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		その他利益剰余金		
						配 当 準 備 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金
2021年4月1日 期首残高	8,634	1,677	6,700	8,377	537	920	21	10,990
会計方針の変更による累積的影響額								
遡及処理後当期首残高	8,634	1,677	6,700	8,377	537	920	21	10,990
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩							△0	
剰余金の配当								
当期純利益								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	△0	—
2022年3月31日 期末残高	8,634	1,677	6,700	8,377	537	920	20	10,990

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金		株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
	その他利 益剰余金	利益剰余金 合 計					
	繰 越 利 益 剰 余 金						
2021年4月1日 期首残高	11,390	23,858	40,870	20	48	69	40,940
会計方針の変更による累積的影響額	△4	△4	△4				△4
遡及処理後当期首残高	11,386	23,854	40,866	20	48	69	40,936
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	0	—	—				—
剰余金の配当	△6,037	△6,037	△6,037				△6,037
当期純利益	4,081	4,081	4,081				4,081
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)				△9	83	74	74
事業年度中の変動額合計	△1,954	△1,955	△1,955	△9	83	74	△1,881
2022年3月31日 期末残高	9,431	21,899	38,911	11	132	143	39,054

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び
関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株
式等以外のもの 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株
式等 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産

商品・原材料 個別法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

製品・仕掛品 先入先出法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、関係会社に対する賃貸不動産については定額法によっております。また、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～31年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 投資その他の資産

賃貸不動産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～31年

(4) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により算出した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- (4) 災害損失引当金 夢工場の火災による被災資産の復旧等に要する支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- 加工食品事業 主に国内におけるハム・ソーセージ及び調理加工食品等の製造、販売
食肉事業 主に国内における食肉の生産、処理加工及び販売

顧客との販売契約において、商品又は製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常商品又は製品の引渡時であります。ただし、商品又は製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、主として出荷時に収益を認識しております。

販売契約においてリベート等の条件が含まれる場合、顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分について、将来収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。

販売契約における対価は、顧客へ商品又は製品を引き渡した時点から主として1年以内に回収しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

5. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
なお、為替予約取引について振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
手段: 為替予約
対象: 輸入仕入による外貨建購入債務及び外貨建予定取引
- (3) ヘッジ方針
為替相場変動リスクをヘッジするため実需に基づく予定取引を対象として社内管理規程に基づく承認を経て行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより、有効性を評価しております。
なお、振当処理を行った為替予約取引は有効性の判定を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) のれんの償却に関する事項

のれんはその投資効果の発現する期間を個別に見積り、発生日以後 20 年以内で均等償却し、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度に一括償却しております。

(2) 連結納税制度の適用

当社は、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 8 号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日)第 3 項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日)第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日)を適用する予定であります。

会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

- ・有償支給取引について、従来は支給先から受け取る対価を収益として認識しておりましたが、当該収益を認識しない方法に変更しております。
- ・顧客に支払われる対価である販売手数料や販促協賛金等について、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の売上高は、2,204 百万円、売上原価は 1,985 百万円、販売費及び一般管理費は 220 百万円それぞれ減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は 4 百万円減少しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

食肉事業セグメントの商品及び製品に含まれる販売用食肉在庫の評価

1. 当事業年度末に計上した金額

販売用食肉在庫	7,119 百万円
簿価切下額	137 百万円

2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

棚卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方式により算定しており、事業年度末における正味売却価額が取得原価を下回る場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。販売用食肉の正味売却価額は、見積売価から見積販売直接経費を控除して算出しております。

過去の販売実績及び将来の販売見込み等に基づき見積売価を予測しておりますが、その予測には不確実性を伴うため、実際の販売価格との乖離が発生した場合は翌期の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保に係る債務	
現金及び預金	80 百万円	買掛金	115 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

12,899 百万円

3. 保証債務

被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容
(有)キロサ肉畜生産センター	1,490	銀行借入
東京食肉市場卸商協同組合	31	仕入債務
(株)群馬県食肉卸売市場	21	仕入債務
計	1,542	

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(1) 短期金銭債権	18,205 百万円
(2) 短期金銭債務	5,313 百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) 営業収益	16,859 百万円
(2) 営業費用	57,504 百万円
(3) 営業取引以外の取引高	1,125 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当 事 業 年 度 期首株式数(千株)	当 事 業 年 度 増加株式数(千株)	当 事 業 年 度 減少株式数(千株)	当 事 業 年 度 末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	25,367	—	—	25,367
合計	25,367	—	—	25,367

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	6,037百万円	238円	2021年3月31日	2021年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,058百万円	160円	2022年3月31日	2022年6月27日

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	188	百万円
環境対策費用	178	
資産除去債務	115	
みなし配当	103	
その他	517	
繰延税金資産小計	1,105	
評価性引当額	△220	
繰延税金資産合計	884	

繰延税金負債

負債調整勘定	△284
その他	△247
繰延税金負債合計	△531
繰延税金資産(負債)の純額	353

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	29.9%
(調整)	
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△6.4%
住民税均等割	0.9%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.3%

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。当社は、伊藤ハム米久ホールディングスグループのCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)に参加しており、一時的な余資の預け入れや短期的な運転資金、設備投資資金については、CMSにより運用・調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

与信管理規程に従い、営業債権、短期貸付金及び長期貸付金について、営業部門及び管理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、必要に応じた担保の設定などにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

取引先企業の金融機関からの借入金に対して債務保証を行っておりますが、債務保証先の財務状況の確認や必要に応じた担保の設定などにより信用リスクを管理しております。

デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関のみと取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建の営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁権限者の承認を得て行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 4,703百万円）は、「其他有価証券」には含まれておりません。また、「現金及び預金」「売掛金」「短期貸付金」「買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	93	93	—
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	189	189	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

有価証券及び投資有価証券

すべて上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、先物為替相場や取引金融機関から提示された価格等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金 (百万円)	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	伊藤ハム米久ホールディングス㈱	30,003	(被所有) 直接 100%	経営管理 役員の兼任	CMSによる 資金取引 (注)	—	短期貸付金	16,311

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)による資金取引については、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載を省略し、期末残高のみを表示しております。なお、金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 子会社等

種類	会社等の名称	資本金 (百万円)	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	米久かがやき㈱	250	所有 直接 100%	原料の供給 商品の仕入 技術指導 役員の兼任 資金の借入	商品の仕入 (注1,2)	27,117	買掛金	1,230
					資金の借入 (注3)	—	短期借入金	2,170
							売掛金	651
子会社	米久おいしい鶏㈱	290	所有 直接 100%	商品の仕入 技術指導 資金の貸付	商品の仕入 (注1,2)	—	買掛金	660

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 商品の仕入に関しては製造原価等を参考に交渉の上、決定しております。

(注2) 原料の有償支給及び商品の仕入については、損益計算書上純額で計上しております。

(注3) 子会社からの資金の借入はキャッシュ・マネジメント・システムによるものであります。

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	資本金 (百万円)	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	伊藤ハム(株)	28,427	なし	食肉の仕入 役員の兼任	食肉の仕入 (注)	46,629	買掛金	3,958

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に交渉の上、決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,539円55銭
- (2) 1株当たり当期純利益 160円91銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

2021 年度（第 53 期）

（計算書類）

附 属 明 細 書

〔 2021 年 4 月 1 日から
2022 年 3 月 31 日まで 〕

静岡県沼津市岡宮寺林 1 2 5 9 番地

米久株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形 固定 資産	建物	2,705	154	2	231	2,626	8,552
	構築物	274	4	0	25	252	809
	機械及び装置	1,363	141	1	336	1,166	2,379
	車両運搬具	0	-	0	0	0	11
	工具、器具及び備品	170	57	0	86	141	1,043
	土地	2,756	-	-	-	2,756	-
	リース資産	49	-	-	6	43	103
	建設仮勘定	35	20	35 (28)	-	20	-
	計	7,355	378	39 (28)	686	7,006	12,899
無形 固定 資産	ソフトウェア	186	178	12	92	260	
	その他	26	-	21	-	4	
	計	212	178	34	92	264	

(注) 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	7	3	7	3
賞与引当金	699	632	699	632
災害損失引当金	467	-	138	329
退職給付引当金	117	-	117	-

(注) 計上の理由及びその額の算定方法は、重要な会計方針に記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
広 告 宣 伝 費	209	
販 売 促 進 費	522	
販 売 手 数 料	3	
運 賃	4,825	
保 管 料	1,540	
役 員 報 酬	112	
給 与 手 当	2,681	
賞 与	341	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	434	
法 定 福 利 費	533	
福 利 厚 生 費	23	
業 務 委 託 料	1,564	
教 育 募 集 費	20	
退 職 給 付 費 用	51	
旅 費 交 通 費	168	
研 究 開 発 費	172	
通 信 費	142	
水 道 光 熱 費	160	
燃 料 費	69	
車 輛 費	191	
修 繕 費	49	
交 際 費	8	
賃 借 料	28	
地 代 家 賃	498	
支 払 手 数 料	1,356	
消 耗 品 費	145	
事 務 用 品 費	26	
租 税 公 課	240	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	0	
減 価 償 却 費	269	
衛 生 費	28	
会 議 費	0	
保 険 料	79	
新 聞 図 書 費	3	
諸 会 費	6	
寄 付 金	3	
雑 費	25	
合 計	16,539	

2021 年度（第 53 期）

事 業 報 告

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

静岡県沼津市岡宮寺林1259番地

米久株式会社

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 株式会社の状況に関する重要な事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大懸念が続く中、感染症対策を徹底しながら社会経済活動の正常化を図ることによって一部持ち直しの動きが見られました。しかしながら、原油価格や物価の上昇による影響が広がっていることから、先行きは不透明な状況が続いています。

当業界におきましては、原材料価格やエネルギー価格の高騰に加え、物流費や人件費の高止まり等の影響を受けて、厳しい経営環境が続きました。また、新型コロナウイルス下における消費行動の変化やデジタル化の加速、サステナビリティに対する関心の高まりなど、急速に変化し多様化する消費者ニーズや価値観への対応が求められています。

このような状況において、当社グループでは、世の中の変化に的確かつ迅速に対応した商品戦略や販売戦略を実行し、食品メーカーとしての供給責任を果たすべく、徹底した感染症対策を継続して一人ひとりの従業員が安全安心で多様な働き方を実践できる環境を整え、事業活動を行っております。また、2021年度より3年間を対象期間とする「中期経営計画2023」において、「私たちは事業を通じて、健やかで豊かな社会の実現に貢献します」をグループ理念に、「フェアスピリットと変革への挑戦を大切にし、従業員とともに持続的に成長する食品リーディングカンパニー」をビジョンとして掲げ、「経営基盤の強化」「収益基盤の強化」「新規事業・市場への取り組み」「サステナビリティへの取り組み」の4つを重点取り組み方針としております。具体的には、統合効果の最大化を目的とした事業戦略セグメント単位への組織再編、RPAや経費エントリーシステム等を活用したデジタル戦略による業務効率化の推進、環境配慮型包装への変更等、重点取り組み方針に則った施策を進めています。

当事業年度の業績につきましては、売上高は、1,786億55百万円、営業利益は、41億17百万円、経常利益は、54億41百万円となりました。また、当期純利益は、40億81百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において5億30百万円の設備投資を実施いたしました。

その主な内容は、加工食品事業におけるケンコー工場、富士工場等での生産設備更新等（4億9百万円）によるものです。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第50期 (2019年3月期)	第51期 (2020年3月期)	第52期 (2021年3月期)	第53期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	166,449	166,378	168,844	178,655
経 常 利 益 (百万円)	4,256	2,300	4,609	5,441
当 期 純 利 益 (百万円)	3,282	1,090	6,056	4,081
1株当たり当期純利益 (円)	129.39	42.99	238.75	160.91
総 資 産 (百万円)	61,759	60,876	67,142	64,771
純 資 産 (百万円)	38,892	36,619	40,940	39,054
1株当たり純資産額 (円)	1,533.16	1,443.55	1,613.87	1,539.55

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(期中平均自己株式数を除く)により算出しています。
2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式数(期末自己株式数を除く)により算出しています。
3. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(4) 重要な親会社の状況 (2022年3月31日現在)

当社の親会社は、伊藤ハム米久ホールディングス株式会社であります。

なお、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)による資金取引として、同社へ163億11百万円の資金の貸付を行っております。また、資金の貸付については市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事 業 区 分	事 業 内 容
加 工 食 品	ハム・ソーセージ、調理加工食品等の製造及び販売
食 肉	食肉の処理加工及び販売

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	静岡県沼津市
工 場	ケンコー工場 (三島市)、富士工場 (静岡県駿東郡)

2. 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

発行済株式の総数 25,367,663株

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	堀 内 朗 久	伊藤ハム米久ホールディングス㈱常務執行役員
常 務 取 締 役	福 西 毅	生産本部長 伊藤ハム米久ホールディングス㈱上席執行役員
常 務 取 締 役	野 澤 克 己	管理本部長 伊藤ハム米久ホールディングス㈱執行役員
取 締 役	宮 下 功	伊藤ハム米久ホールディングス㈱代表取締役社長 伊藤ハム㈱取締役
取 締 役	柴 山 育 朗	伊藤ハム米久ホールディングス㈱代表取締役副社長 伊藤ハム㈱代表取締役社長
常 勤 監 査 役	青 柳 敏 文	
監 査 役	松 崎 義 郎	伊藤ハム米久ホールディングス㈱常勤監査役 伊藤ハム㈱監査役
監 査 役	高 橋 伸	伊藤ハム米久ホールディングス㈱常勤監査役 伊藤ハム㈱監査役

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

26 百万円

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システム基本方針

取締役会において決議した内部統制システム基本方針は、次のとおりです。

米久株式会社（以下「当社」という。）は、グループ理念、ビジョン及び行動指針のもと、当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するため、以下の体制を整備・運用する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、当社グループのコンプライアンスを具体化したコンプライアンス行動基準を掲げ、教育・研修等を通じて周知し、コンプライアンスの徹底を図る。
- (2) 当社グループは、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス委員会及び法務・コンプライアンス部を設置し、当社グループのコンプライアンス全般の管理・監督を行うとともに、問題の未然防止や疑義のある事案の是正及び再発防止策を検討・指導・実施する。
- (3) 当社グループは、コンプライアンスに関する内部通報制度として社内相談窓口、社外相談窓口を設け、内部通報規程により、適切な運用を行う。なお、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な取扱いを行わない。
- (4) 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢に徹し、一切関係を持たない。反社会的勢力対応マニュアルにて、経営活動への関与や被害を防止するための基本

方針を定める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、文書取扱いの定めに従い、文書の保存媒体に応じて適切かつ確実に保存、管理する体制を整備・運用する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループは、事業活動にかかわるリスクを認識し、社会から長期的信頼・信用を持続的に確保するためのリスク管理を徹底する。ここでいうリスクとは、重大な事件、事故、災害等に起因する問題の発生及び社会情勢等外的要因の変化により企業経営又は事業活動が重大な損失を被るか、社会一般に影響を及ぼしかねないと予測される事態をいう。
- (2) 当社グループは、危機管理室を設置し、大規模な事故、災害等による当社グループの従業員の生命の安全、及び当社グループの事業活動継続に深刻な支障をきたすリスクに対応する体制を整備・運用する。
- (3) 当社グループは、危機管理規程に基づき、危機管理体制を整備・運用する。また、当社グループの緊急事態には、危機管理委員会を設置し、支障・損害とその影響の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループの経営方針、経営計画及び経営戦略と目標策定にかかわる業務執行決定機関として、取締役会を定例開催する。また、必要に応じ適宜、臨時に開催する。
- (2) 当社は、取締役会に次ぐ審議・討議機関として、取締役を主要構成員とするグループ経営会議を設置し、当社グループの経営戦略及び重要事案に関する報告・審議・討議を行う。

5. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは、業務の適正を確保するため、内部統制システムについて、適切に整備・運用する。
- (2) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告にかかわる内部統制システムについて、適切に整備・運用する。
- (3) 監査室は、当社グループ各部門の内部統制システムの整備・運用状況を監査し、被監査部門への指摘及び改善・是正の指導を行う。監査結果と指摘、指導事項は、速やかに代表取締役、取締役、監査役に報告する。
- (4) 当社は、子会社各社における業務の適正を確保するため、子会社の管理規程を定める。
子会社は、この定めに従い、重要事項等の当社への事前承認及び報告が行われる体制を整備・運用する。
- (5) 当社は、当社の役員又は使用人を子会社に役員として派遣し、業務の執行を監督又は監査する。

6. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制

当社は、子会社各社を管掌する部門を定め、管掌部門と子会社間において、重要事項等に関する協議、情報の共有、指示・要請の伝達が行われる体制を整備・運用する。

7. 監査役を補助すべき使用人に関する体制

- (1) 当社は、監査役との協議に基づき、監査役の職務を補助する使用人（以下「監査役スタッフ」という。）を任命する。
- (2) 当社は、監査役スタッフの任命、異動、評価等の人事にかかわる決定には、監査役の同意を得なければならない。
- (3) 監査役スタッフは、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助し、その職務を遂行するにあたり、取締役その他の業務執行組織の指揮・命令を受けない。

8. 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、その経営に影響を与える重要な事項については、遅滞なく当社の監査役に報告する。また、監査役から情報の提供を求められた場合、これに応じる。

- (2) 監査室は、当社グループの内部監査結果を監査役に報告する。また、法務・コンプライアンス部は、通報窓口の相談・通報事案、社内不祥事、法令違反事案を監査役に報告する。
- (3) 当社グループは、当社の監査役に対して上記各号の報告をした者について、希望により匿名性を確保するとともに、報告者に対し不利益な取扱いを行わない。
- (4) 当社は、監査役が弁護士、公認会計士その他専門家に助言を求める費用を負担する。また、監査役からの請求により、職務執行について生ずる費用の前払又は償還に応じる。
- (5) 当社は、取締役会、グループ経営会議等の重要な会議への監査役の出席を確保する。また、監査役が取締役、会計監査人と定期的に会社経営に関する意見交換を行う機会を確保する。

(2) 内部統制システム基本方針の運用状況の概要

当事業年度における内部統制システム基本方針の運用状況の概要は、次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループの役員をはじめ全従業員のコンプライアンスに対するさらなる意識向上、並びに実践の企業風土を徹底浸透させるとともに、コンプライアンス体制の強化・拡充を図っています。伊藤ハム米久ホールディングスグループ（以下「親会社グループ」といいます。）のグループ理念、ビジョン及び行動指針に基づき、コンプライアンス行動基準を掲げており、これらの内容を整理した冊子「企業倫理規範」を役員・従業員に配布し、周知を図っています。また、定期的に経営層よりコンプライアンスメッセージを発信しています。
- (2) 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社（以下「親会社」といいます。）は、コンプライアンス担当役員を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、毎月1回開催しています。本委員会は、コンプライアンス担当役員、監査役、品質・コンプライアンスリスクに関わる責任者、社外有識者で構成されており、食品安全、コンプライアンスに係る管理状況の確認とその運用状況について独立的に評価しています。また、当社グループのコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス責任者会議を年2回開催しています。本会議では、コンプライアンス推進活動の方針・計画の策定、コンプライアンス委員会から改善を求められた事項、コンプライアンスに係る事案などをモニタリングし、それを踏まえた実効性の高い施策に移していくための審議を行っています。
- (3) 親会社の法務・コンプライアンス部は、当社グループの従業員に対しコンプライアンス講習を行うなど、コンプライアンス推進の活動を行っています。コンプライアンスの浸透度合いを把握するため、また従業員からコンプライアンスに関する率直な意見を聞くため、年1回、全従業員を対象にコンプライアンス浸透度調査を実施しています。回答結果や従業員の意見などは、役員、全従業員にフィードバックし、また、当社グループの従業員に対しては、コンプライアンス担当役員よりメッセージを発信しています。
- (4) 当社は、グループ会社従業員を対象にコンプライアンスに関する相談や内部通報を受け付ける「社内相談窓口（親会社の法務・コンプライアンス部）」と「社外相談窓口（社外弁護士）」を設置しています。各相談窓口の連絡先は、「企業倫理規範」の冊子、コンプライアンスカード、社内ポータルサイトに案内しています。また、内部通報規程において、相談内容の秘密厳守、通報・相談したことによる相談者への不利益な取り扱いの禁止について規定し、相談者の保護を図っています。
- (5) 当社は、反社会的勢力対応マニュアルにて、反社会的勢力による当社グループの経営活動への関与や被害を防止するための基本方針、具体的な対応方法を定め、運用しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、文書管理に関する規程により、法令等に基づく文書保存期間を設定し、適切に保存・

管理しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 親会社の経営企画室、コーポレート部門等は、当社グループの事業運営に想定されるリスクの把握・分析を行い、取締役会に対して必要な報告をしています。
- (2) 当社グループは、リスクが顕在化した場合の影響度を最小限に抑えるため、各々のリスクに対応する担当部署を定め、リスク対策を策定・実施しています。
- (3) 当社グループは、従業員の生命・身体、または当社グループの資産に著しい被害が生じ、当社グループの事業活動の継続に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合、もしくはそのおそれがあると判断した場合、親会社に危機管理委員会を設置し、情報の収集・分析、及び損害の発生または損害拡大の防止のために必要かつ適切な対応を行います。

2021年度は、新型コロナウイルス感染症拡大対策として危機管理委員会を設置しました。危機管理委員会では、従業員の感染予防、感染拡大防止、及び商品の安定供給の責務を全うするため、政府、地方自治体の対応方針を踏まえて、適時適切に当社グループの対応方針、ガイドライン等を策定、実施しました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、定例の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適時に開催しています。取締役会では経営上の重要な事項に関する意思決定や方針決定及び業務執行状況の監督を行っています。
- (2) グループ経営会議は、取締役会に次ぐ審議・討議機関として親会社に設置され、親会社の役員（社外役員を除く）、当社の取締役及び監査役、その他グループ経営会議の議長が指名する者から構成されています。

月2回の定例開催のほか、必要に応じて適宜開催しており、当社グループの経営戦略及び重要事実に関する決定・報告・審議等を行っています。

5. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは、本基本方針に基づき、内部統制システムを整備・運用しています。
- (2) 親会社の監査室は、内部統制システムの運用状況について、内部監査規程、年間監査計画等に基づき、当社グループを含めた事業部門の業務監査を主目的とする内部監査を実施しており、また、必要に応じて追加的な目的監査を行っています。

内部監査結果は、被監査部門、取締役及び監査役に報告しています。

- (3) 子会社各社は、それぞれの決裁権限規程等にて、当社の承認を要する事項・当社への報告を要する事項の基準を定めています。
子会社各社は、この基準に基づき業務の執行、または当社への報告を行っています。
- (4) 当社は、当社役員を子会社に派遣しており、当該役員は、子会社の取締役会や重要な会議に出席し、業務執行の監督または監査を行っています。

6. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制

当社は、子会社各社の管掌部門を定めています。

管掌部門から使用人等を子会社各社に取締役として派遣し、取締役会や重要な会議で職務執行の報告を受けています。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

当社は、監査役から要請があった場合、監査役との協議により監査役スタッフを任命することとしています。

8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 親会社の監査室は、内部監査結果を監査役に報告しています。

親会社の法務・コンプライアンス部は、その活動状況、社内・社外相談窓口への相談内容及びその対応状況等を監査役に報告しています。

(2) 親会社グループの監査役をメンバーとする「グループ会社監査役連絡会」を開催し、監査役のレベル向上を図るとともに、情報共有、意見交換を行っています。

(3) 監査役は、取締役会・親会社のグループ経営会議等の重要な会議に出席し、重要事項の意思決定プロセスや内部統制システムの整備・運用状況の監査を行っています。

監査役は、親会社の社外取締役を交え、取締役との面談会を行っています。

また、会計監査人と定期的に報告会・意見交換会を行い、連携強化を図っています。

その他、取締役、親会社の執行役員と面談を適宜行い、情報共有、課題聴取、意見交換を行っています。

第 53 期

(事業報告)

附 属 明 細 書

〔 2021 年 4 月 1 日から
2022 年 3 月 31 日まで 〕

静岡県沼津市岡宮寺林 1 2 5 9 番地

米久株式会社

1. 会社役員の重要な兼職状況の明細

区分	氏名	兼職する他の会社名	兼職の内容	摘要
取締役	福西毅	米久デリカフーズ(株)	取締役	※
		米久かがやき(株)	〃	※
	宮下功	伊藤ハム米久ホールディングス(株)	代表取締役	※
		伊藤ハム(株)	取締役	※
	柴山育朗	伊藤ハム米久ホールディングス(株)	代表取締役	※
		伊藤ハム(株)	〃	※
監査役	青柳敏文	米久デリカフーズ(株)	監査役	※
		米久かがやき(株)	〃	※
	松崎義郎	伊藤ハム米久ホールディングス(株)	常勤監査役	※
		伊藤ハム(株)	監査役	※
		伊藤ハム販売(株)	〃	※
		サンキョーミート(株)	〃	※
		伊藤ハムミート販売東(株)	〃	※
		伊藤ハムミート販売西(株)	〃	※
	高橋伸	伊藤ハム米久ホールディングス(株)	常勤監査役	※
		伊藤ハム(株)	監査役	※
		伊藤ハムデイリー(株)	〃	※
		伊藤ハムフードソリューション(株)	〃	※
		伊藤ハムウエスト(株)	〃	※

(注)※印を付した会社は、当社と同一の部類の営業を行っております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

米久株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 根本 剛光

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 柴田 叙男

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 水野 勝成

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、米久株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 私たちは、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査するとともに、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

米久株式会社

常勤監査役

青柳 敏文



監査役

松崎 義郎



監査役

高橋 伸

